

令和8年9月24日

第2回 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の 開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は下記要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和8年10月7日（水） 午後1時30分
- 2 場 所 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室
- 3 議 題 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について ほか
- 4 傍聴人数 7人
- 5 要 領

- (1) 傍聴を希望される方は、下記により申込先までメールにてお申し込みください。

メール件名 「10月7日専門部会傍聴希望」

メール本文 傍聴者氏名 住所 所属 電話番号 差出人

※外部リンク、ファイル添付等のあるメールは受付対象外です。

申込期限 令和8年10月1日（木）午後5時00分

<申込先>

岐阜労働局労働基準部賃金室

審議会傍聴専用メールアドレス gifushingikai@mhlw.go.jp

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選結果は申込者全員に申込期限後メールにより返信します。
当選者は議会当日にそのメール又は写しを持参してください。
- (3) 当日は、審議会開催の10分前までに岐阜合同庁舎3階岐阜労働局賃金室へお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので注意してください。なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合があります。

6 その他

- ・傍聴される場合は、別紙「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- ・車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方のお名前も併せてお書き添えください。
- ・上記2の会場で行われる公労使三者の議事は公開となりますが、別会場で行われる公労・公使の二者協議は非公開となりますので、傍聴者は会場にて三者協議の再開まで待機していただきます。（再開時間は事務局職員が伝達します。）

< 担 当 > 岐阜労働局労働基準部賃金室 電話：058-245-8104